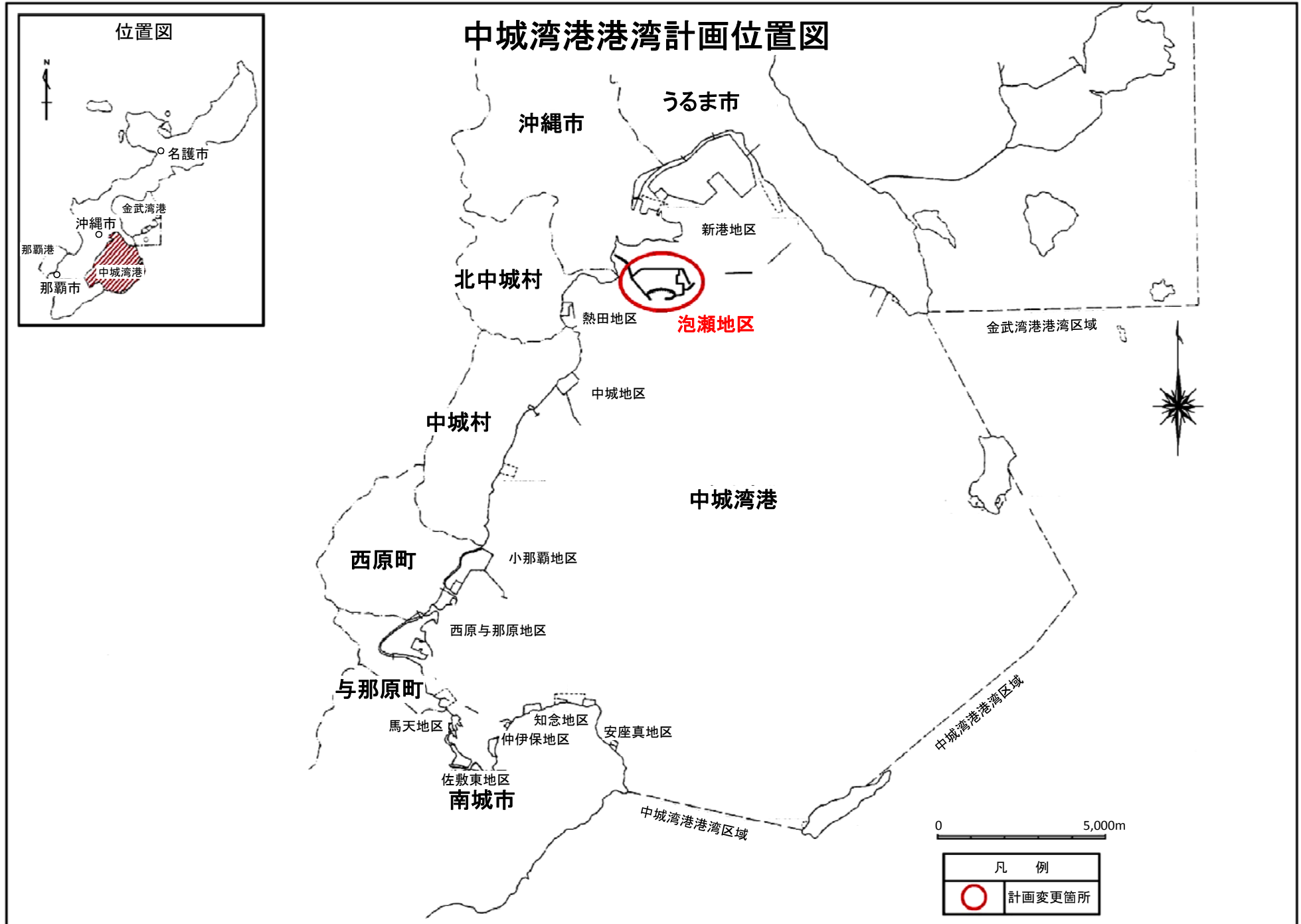


# 中城湾港 港湾計画 一部変更

平成23年3月3日  
交通政策審議会  
第40回港湾分科会  
資料 1



# 位置図





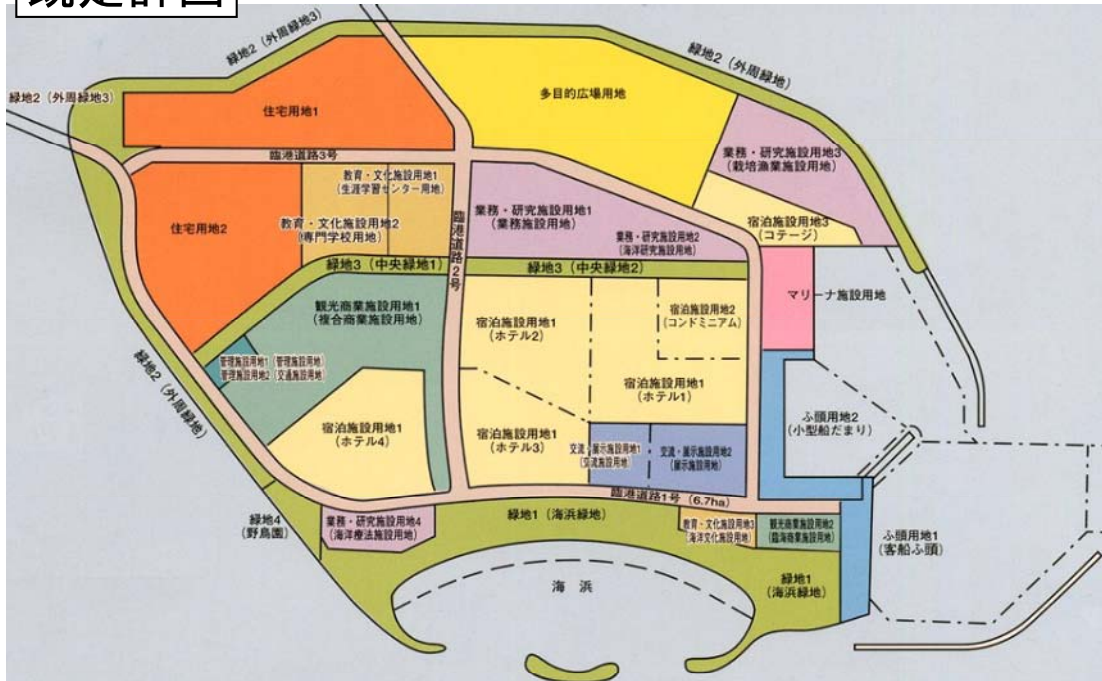
# 泡瀬地区における土地利用計画

## ◎コンセプト

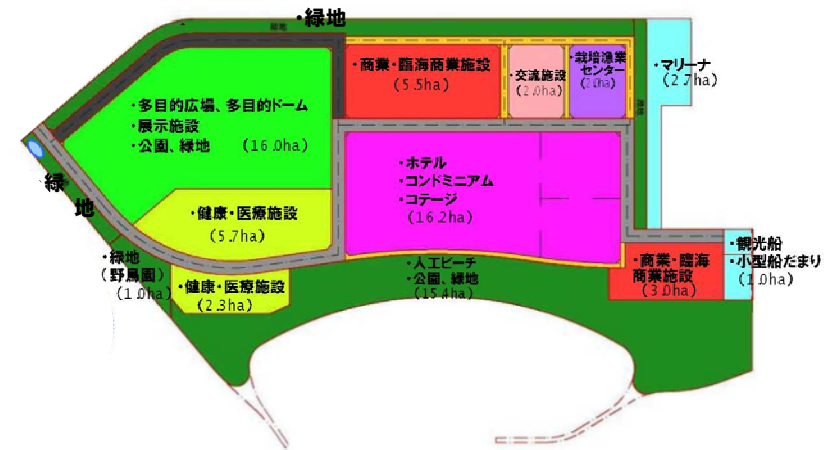
既定計画：観光リゾート振興のための国際交流拠点

今回計画：スポーツコンベンション拠点の形成

### 既定計画



### 今回計画



	既定計画	今回計画
全体面積	185ha	91ha
交流厚生用地 (既定計画では交流拠点用地)	80ha (43%) (宿泊施設、商業用地等)	33ha (36%) (宿泊施設、商業施設等)
都市機能用地	26ha (14%) (住宅用地)	8ha (9%) (健康・医療施設)
その他緑地 (既定計画ではレクリエーション施設用地)	26.2ha (14%) (多目的広場用地等)	16ha (18%) (多目的広場等)

※( )内は全体面積に占める割合

# 沖縄市における土地利用の隘路

沖縄市では市の面積の36%が米軍基地及び自衛隊基地となっており、まとまった面積が確保できる土地は少ないことから、陸域での大規模な開発が困難。

## ○沖縄市の概要

人口:約13万人(沖縄県第2位)  
面積:約49km<sup>2</sup>  
うち、米軍基地面積:約17km<sup>2</sup>  
自衛隊基地面積:約1km<sup>2</sup>  
(基地面積が沖縄市面積の約36%を占める)

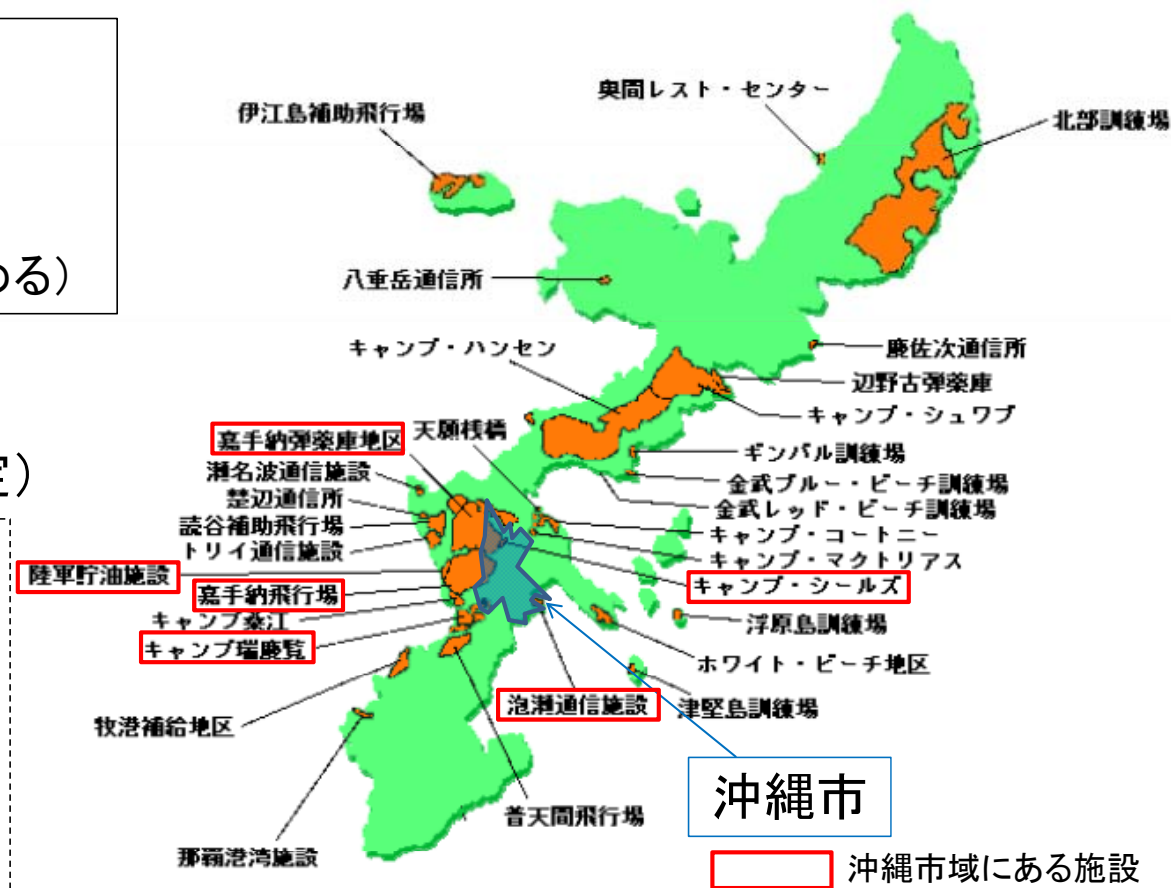
## ○沖縄振興計画(H14年7月10日閣議決定)

### 第4章 圏域別振興の方向

#### 2 中部圏域

##### 【現状と課題】

本地域は全域が都市計画区域に指定されているが、中央部の比較的平坦な土地を嘉手納飛行場や普天間飛行場等の広大な米軍施設・区域が占め、土地利用上大きな制約となっている。

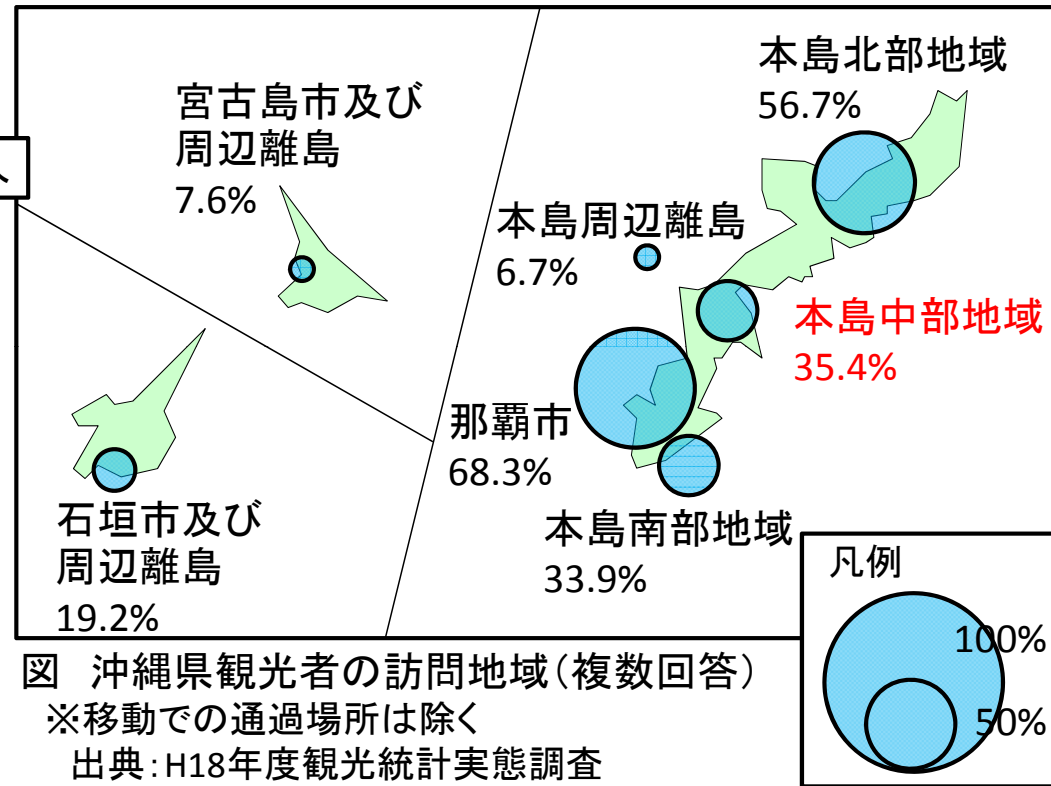
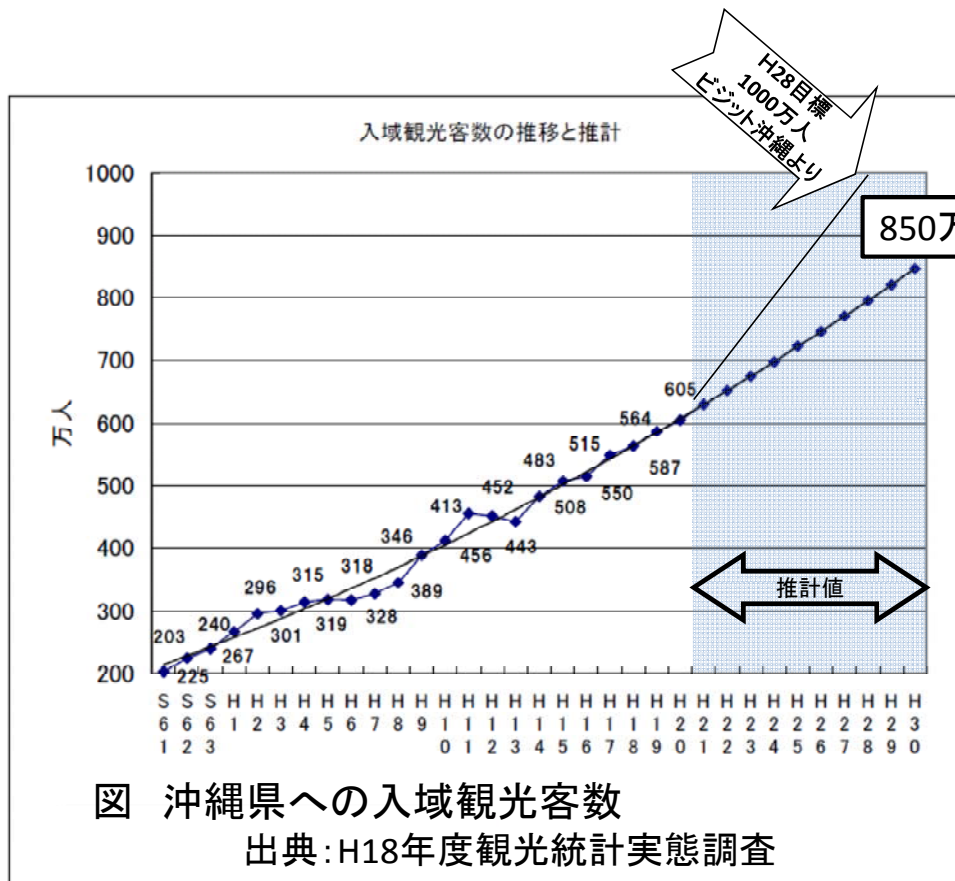


沖縄本島及び周辺の米軍基地位置図

出典:沖縄県HP

# 泡瀬地区における観光等の需要

沖縄県への入域観光者数は増加傾向にあるが、今回計画による多目的広場の需要が59.7万人/年に対して、供給を52.7万人/年とするなど、堅めの推計としている。



H30年における推計値

- ・沖縄市への入域観光客数：68万人/年
- ・東部海浜開発地区(泡瀬地区)への入域観光客数：41万人/年
- ・沖縄市及び周辺の人口：34.1万人

## H30年における需要予測及び今回計画による供給量

	泡瀬地区における需要人口(延べ人数)	今回計画による供給人口(延べ人数)
多目的広場、展示	59.7万人/年	52.7万人/年
商業、臨海商業	233万人/年	197万人/年
宿泊	13万人/年	9万人/年

# スポーツコンベンション拠点の形成

## ○スポーツコンベンションシティ宣言（平成8年9月24日沖縄市議会議決）

地域に根ざしたスポーツ活動を通して、健康で豊かな心とからだを育て、活気と共感に満ちたスポーツ交流のまちづくりをめざす。

## ○第3次沖縄県観光振興計画（H20年3月 沖縄県）

### 第3章 観光振興の基本方向

#### 3 コンベンションアイランドの形成

##### (2) MICE機能及び受入体制の充実※

##### ① MICE関連施設の整備

スポーツコンベンションにおいては、市町村、スポーツ団体等と連携し、競技場やトレーニングセンター等のスポーツ施設の整備を促進し、関連するスポーツ医療施設等の後方支援の集積促進や人材育成を図る。

※MICE: 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称  
(M) Meeting(会議)、(I) Incentive Travel(研修旅行)、  
(C) Convention(国際会議)、(E) Exhibition(展示会)

## ○沖縄市にある総合運動公園

### ・沖縄市総合運動場

陸上競技場は第1種公認競技場では全国唯一の、オリンピック委員会認定の陸上競技強化センター。  
野球場はプロ野球のキャンプ地。

### ・沖縄県総合運動公園

+

## ○泡瀬地区でのスポーツコンベンション拠点

### ・沖縄市及び周辺地域の人

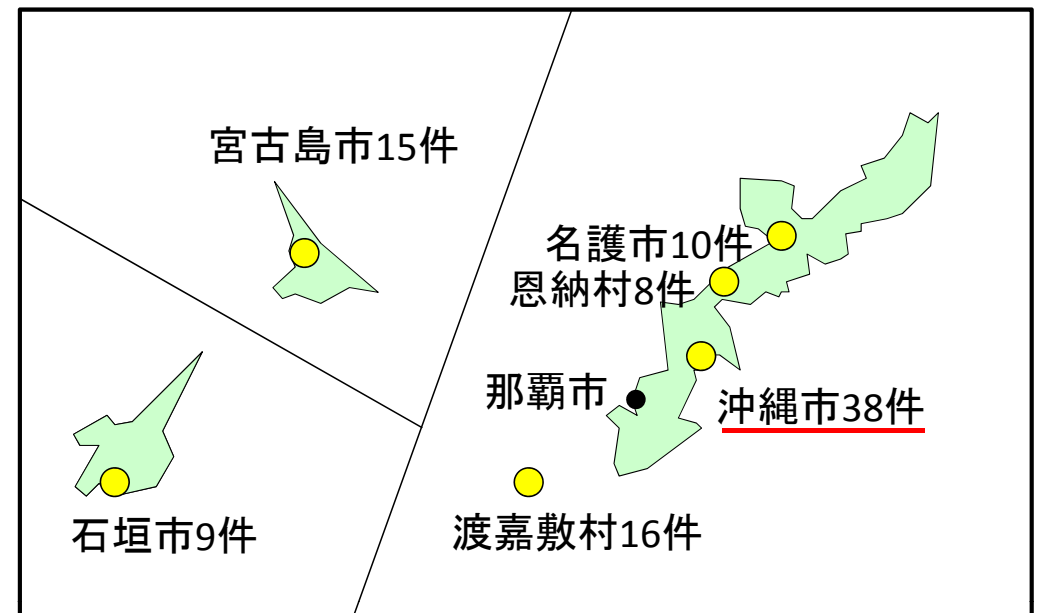
気軽なスポーツやビーチレジャー、保養・医療等に利用

### ・県民及び観光客などの集客

プロスポーツのキャンプや合宿等を誘致



スポーツコンベンション拠点の形成



市町村別キャンプ合宿件数（H20年）

出典：スポーツコンベンション開催実績一覧（平成20年度版）  
（沖縄県スポーツコンベンション振興協議会）

# 土地利用計画見直しの経緯と事業再開表明

## ○経緯

- ・H 7年11月 中城湾港港湾計画一部変更(泡瀬地区を計画)。
- ・H12年12月 公有水面埋立免許・承認を取得。
- ・H17年 5月 沖縄県と沖縄市の公金支出差し止めを求める住民が提訴。
- ・H19年12月 沖縄市長が泡瀬地区の東部海浜開発事業に係る方針を表明。  
(第Ⅰ区域:土地利用計画の見直しを前提に整備を推進、  
第Ⅱ区域:整備の推進は困難)
- ・H21年10月 住民訴訟の控訴審判決
  - ・新しい土地利用計画の全容が明らかとなっていない現段階においては、**経済的合理性があるとは認められない。**
  - ・土地利用計画見直しに係る調査費等を除き、**沖縄県、沖縄市の公金支出差し止めを認める。**
- ・H22年 7月 沖縄市が第Ⅰ区域のみの土地利用計画を決定。
- ・H22年 8月 前原大臣(当時)が土地利用計画を評価し、東部海浜開発事業の前提となる埋立事業再開を表明。



泡瀬地区完成イメージ図  
(H7年港湾計画一部変更時)

## ○前原大臣(当時)による埋立事業再開表明(H22年8月)のポイント

- ①東部海浜開発事業のコンセプトや事業規模について抜本的な見直しが行われており、結果として干潟の消失面積が泡瀬干潟の2%未満に留まること。
- ②需要予測、開発効果、市財政への影響について、堅実かつ定量的な分析がなされていること。
  - ・需要予測や施設規模については堅めの想定がなされている。
  - ・本事業の実施により雇用や生産などの面で相応の開発効果が期待されることが分析されている。
  - ・将来の市財政への影響も一定の範囲に留まることが分析されている。
- ③研究者や有識者から民間企業の視点で指摘のあった、計画実現の為の留意点あるいは検討を深める事項について、沖縄市長より全力を挙げて取り組む旨意思表明があったこと。



# 計画変更による環境への影響

今回計画では土地造成面積を約半分に縮小し、干潟の消失面積を減少させ、干潟の約98%を保全し、加えて希少種等の生態系への影響についても低減。

項目	確認結果
潮流	・既定計画で見られた流速増加が緩和。
水質	・COD濃度の変化はほとんどなく、計画変更による水質への影響は軽微。
生態系への影響	<p>&lt;干潟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泡瀬地域干潟の消失面積を減少させ、干潟の約98%を保全。</li> </ul> <p>&lt;注目種(トカゲハゼ、クビレミドロ)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クビレミドロの生育地の埋立を回避。</li> <li>・トカゲハゼの生息地から埋立地が離れることから潮流等の影響がより低減。</li> </ul>



クビレミドロ

- ・干潟環境に適応した特異な形態を持つ海藻。
- ・日本では沖縄本島にのみ生育。
- ・絶滅危惧 I 類(レッドデータブック)(絶滅の危機に瀕している種)

出典: 生物多様性情報システムHP

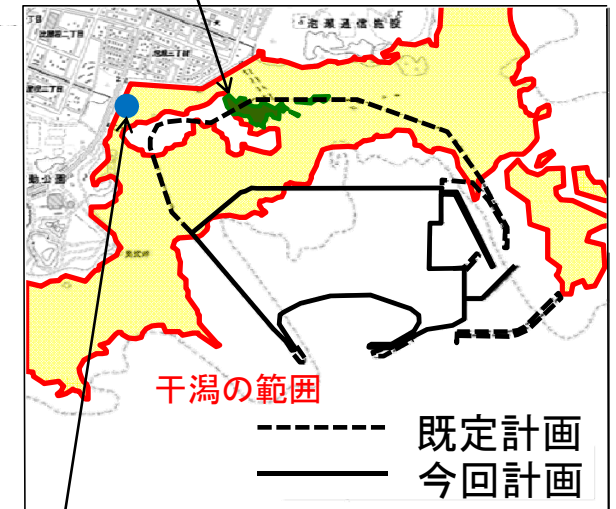


トカゲハゼ

- ・泥質形態に生息するハゼ類。
- ・日本では沖縄本島にのみ生息。
- ・絶滅危惧 I A類(レッドデータブック)(ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種)

出典: 生物多様性情報システムHP

クビレミドロの生育地  
(平成22年3月調査時点)



トカゲハゼの  
生息地

# 確認の視点

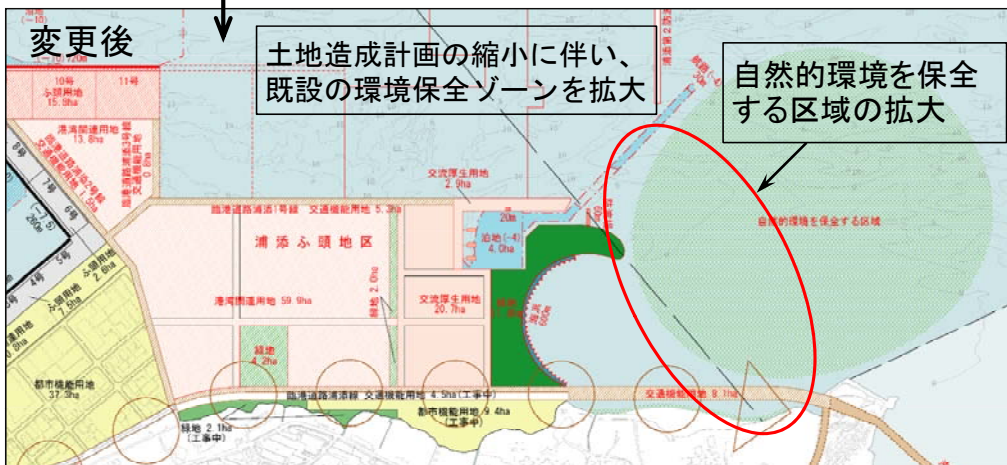
確認事項	国としての確認の視点	
	基本方針※1	沖縄振興計画
土地利用計画・土地造成計画の変更	<p><b>I 今後の港湾の進むべき方向</b></p> <p>4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理</p> <p>②美しく・文化性に富んだ親しまれる港湾空間の形成</p> <p>港湾の持つ歴史的・文化的資源、美しい港湾景観といった地域の個性としての港湾の資産を最大限に活かすとともに、交流機能の向上や市街地との調和を図りつつ、市民、NPO等の主体的な参画も得て、美しく、利用しやすく、活力があり、働きやすく、親しまれる港湾空間を形成する。</p>	<p>第3章 振興施策の展開</p> <p>6 多様な人材の育成と文化の振興</p> <p>(5) スポーツの振興と青少年の健全育成</p> <p>生涯スポーツについては、<u>県民が身近な地域において気軽にスポーツに親しむ事ができる環境の整備、スポーツ活動活性化のための支援、社会体育指導者の養成・確保及び資質の向上を図る。</u></p> <p>(中略)</p> <p>県民の健康・体力の保持増進スポーツの振興及び全国高等学校総合体育大会などの各種大会の開催に向け、<u>社会体育施設の整備充実を図る。</u></p>
自然環境保全に係る取組み	<p><b>IV 自然環境の積極的な保全</b></p> <p>① 良好な自然環境の維持</p> <p>干潟や海浜等は、水質浄化や生物多様性の確保等、様々な環境機能を有する場である。このため、<u>港湾の開発及び利用に当たっては、これらの重要性を十分考慮するとともに、開発及び利用により影響が及ぶことが懸念される範囲にある環境の保全上重要な干潟等については、開発及び利用や背後地域の防災との調和を考慮しつつ、環境への影響の回避、低減を図る等適切な維持に努める。</u></p>	<p>第2章 振興の基本方向</p> <p>4 県土利用の基本方向</p> <p>(2) 海洋の保全・利用</p> <p>自然の持つ再生・浄化能力や多様性を維持するため、<u>サンゴ礁、藻場、干潟及びマングローブ林等の保全・再生・創出に努める。</u></p>

※1 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針

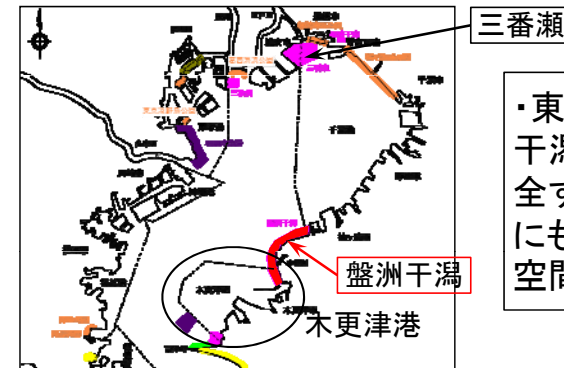
# 港湾計画における干潟等の環境保全の取り組み

基本方針に基づき、開発及び利用により影響が及ぶことが懸念される範囲にある環境の保全上重要な干潟等については、開発及び利用との調和を考慮しつつ、環境への影響の回避、低減を図る等適切な維持に努めてきたところ。重要港湾126港のうち、自然的環境を保全する区域を設定している港湾は15港であり、干潟の保全に配慮した計画を策定している港湾は6港。

## 事例①：那覇港



## 事例②：木更津港(盤洲干潟)



・東京湾で最大級の盤洲干潟を「自然的環境を保全する区域」とし、将来的にも港湾開発を行わない空間として計画。

